請負工事用建設機械
無償貸与仕様書

建 関 機 第 ２ ５ ３ 号
昭和 61 年 11 月 19 日制定
平成 31 年 ３月 25 日改定

請負工事用建設機械無償貸付仕様書

第１条　関東地方整備局工事請負契約に基づき関東地方整備局長（又は工事事務所長）（以下「甲」という。」が国土交通省の所管に属する建設機械（以下「機械」という。）を受注業者（以下「乙」という。）に貸付けることについては、工事請負契約書及びこの仕様書に定めるところによる。

2. この仕様書は建設機械無償貸付に関する一般仕様を示すもので、この仕様書により難い場合、又はこの仕様書に記載していないものについては、特に特記仕様書に示すものとする。

第２条　甲が乙に貸付ける機械の名称、型式、数量、使用目的、貸付期間又は日数並びに引き渡し及び返納の場所は別表によるものとする。

第３条　乙は、機械の使用、管理等については、甲の指定する職員の指示に従わなければならない。

第４条　甲は、乙に機械を引渡すときは別表に記載した日時及び場所に甲の指定した職員及び乙又はその代理人を立会わせ、当該貸付機械の整備状況を確認させたうえ、別記様式第１号「建設機械借用書」と引き替えに引き渡すものとする。

第５条　乙は､貸付期間中善良なる管理者の注意を持って機械を管理しなければならない。

2. 乙は、機械の使用に当っては次の各号に掲げる事項に注意し、常に甲の指定する職員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。

一、機械の使用目的以外の用途に使用しないこと。

二、日常整備、修理を完全に実施すること。

三、整備については、当該機械に精通した熟練者をあてること。

四、転貸し又は担保に供しないこと。

第６条　乙は次に掲げる理由の一に該当するときは、返納期限前であっても貸付機械を返納しなければならない。

一、乙が機械の引渡しを受けた後、正当な理由なしに機械を使用しないとき。

二、乙がこの仕様書に違反した場合。

三、乙に貸し付けることが不適当であると認められる理由が生じたとき。

四、災害その他やむ得ない事情により国において必要となったとき。

第７条　乙の責に帰すべき事由により､貸付機械を返納期限までに返納しなかったときは、その使用した日数に対し、国土交通大臣が別に定める日基準使用料の倍額に相当する違約金を徴収する。

第８条　乙は、機械の貸付期間又は日数の変更を希望する場合は、あらかじめ理由を付して甲に提出しなければならない。

2. 工事請負契約が変更された場合又は甲の都合により特に必要と認めた場合には、甲、乙協議して貸付期間又は日数を変更することができる。

3. 甲は、乙がその責に帰することが出来ない事由により機械の運転を休止したときは、貸付期間を機械の運転休止日数に限って延長するものとする。

第９条　乙は、別記様式第２号「建設機械使用実績報告書」により機械の運転又は整備状

況について返納時又は甲が指示する日までに甲に報告しなければならない。

第 10 条　乙は、機械を亡失し、又はき損したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2. 乙は、前項の亡失又はき損が自己の責に帰すべき事由によるときは、甲の指示に従い、速やかに機械を修理し、又は同等品を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。

3. 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補てんについては、甲、乙協議して決定するものとする。

第 11 条　甲は、貸付機械を返納させる場合には，別表に記載した日時、場所において、甲の指定した職員及び乙又はその代理人を立会わせ当該貸付機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。この場合において乙は、別記様式第 1 号「建設機械返納書」を提出するものとする。

第 12 条　甲は、貸付期間中に、甲の指定する職員による機械使用状況の監査を行うことができる。

2. 乙は、前項の監査により指定された事項を直ちに履行し、その結果を甲に報告しなければならない。

第 13 条　次の各号に掲げる諸経費は乙の負担とする。これにより難い場合は甲、乙協議して決定するものとする。

一、機械の引渡し及び返納に要する費用。

二、機械の管理に要する費用。

三、機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備及び修理に要する費用。

四、機械の監査に要する費用。

第 14 条　乙は、機械の事故に伴い甲が支払う自動車損害賠償保障法第 19 条の 2 の規定による追加保険料について、弁償の責を負わなければならない。

ただし、当該追加保険料が甲の責に帰すべき理由により発生した事故に伴うものであるときはこの限りではない。

別　表

機械名	規　格	機械番号	使用目的	貸付期間又は日数	引渡場所	返納場所	備　考

別記様式第1号

年　　月　　日

物品管理官

官職　氏 名　　殿

借受人　事業者の住所

氏　　名　印

代理人　氏　　名　印

建設機械 借用 / 返納 書

○○工事に使用 する / した 下記建設機械を機能現況確認のうえ、受領 / 返納 しました。

記

建設機械名	規格	機械番号	附属品			引渡しを受けた場所	備考
			名称	規格	数量		

引渡し立会者

（国土交通省）氏　　名　印

（借　受　人）氏　　名　印

備考　1　用紙は、A列4判縦とする

別記様式第2号

作成 年　月　日

建設機械使用実績報告書

（借　受　人）氏　　名

貸付機械名		貸付機械の規格		貸付機械の機械番号	

年月	おもな作業内容	おもな作業の作業量	稼働状況				維持修理費（千円）	おもな修理箇所及び取替部品名	摘要
			運転日数(日)	運転時間(h)	走行距離(km)	燃料(L)			
		合計							

備考　1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。
2. 建設機械使用実績報告書は貸付機械毎に月単位で記入することを原則とする。
3. おもな作業内容の欄は、貸付機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
4. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
5. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。
6. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円をこえるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。